



働き方改革対応 10 『自主チェックリスト』

下記の①から⑩の質問に対して、ご確認のうえ該当する箇所に をご記入ください。

- ① 時間外労働や休日出勤が発生しているが労使協定を結び、届け出していない。
- ② 時間外労働が月45時間、年360時間を超える従業員がいる。
- ③ 従業員の出退勤の時刻がわかる書類はない。
- ④ 管理職の出退勤記録をつけていない。
- ⑤ 年次有給休暇5日義務化の対象者に有給休暇を消化させていない。
- ⑥ パート・アルバイトには年次有給休暇を付与していない。
- ⑦ 年次有給休暇の取得状況について分かる資料がない。
- ⑧ 正社員と同じ業務をしているパート・契約社員等がいる。
- ⑨ 正社員には支給して、契約社員・パート等に支給していない手当がある。
- ⑩ 各従業員の雇用契約を書面で渡していない。



ご記入いただきありがとうございました。

診断
結果



がありましたら裏面にて対応をお願いいたします!!



高松ライオン通商店街振興組合



表面にて該当項目ありましたら、以下をご参照ください。

- ① Q. 時間外労働や休日出勤が発生しているが労使協定を結び、届け出ていない。
A. 残業時間が発生する場合は、事前に労使で協定(36協定)を締結、労基署へ届ける必要があります。
- ② Q. 時間外労働が月45時間、年360時間を超える従業員がいる。
A. 36協定で特別条項を定めたとえでも時間外労働と休日労働の合計については、単月100時間未満、複数月平均80時間以下としなければなりません。
- ③ Q. 従業員の出退勤の時刻がわかる書類はない。
A. 従業員の出退勤や時間外労働の時間について記録した書類を備え付ける義務があります。
- ④ Q. 管理職の出退勤記録をつけていない。
A. 管理職についても健康管理の観点から勤務時間の管理が必要です。
- ⑤ Q. 年次有給休暇5日義務化の対象者に有給休暇を消化させていない
A. 年10日以上の有給休暇が付与されている方に対しては、年5日間は取得させなければなりません。
- ⑥ Q. パート・アルバイトには年次有給休暇を付与していない。
A. 所定労働日・所定労働時間が短い方も勤続年数に応じた有給休暇付与日数が決まっています。
- ⑦ Q. 年次有給休暇の取得状況について分かる資料がない。
A. 従業員の年次有給休暇の取得状況の書類やデータを整備することが義務化されています。
- ⑧ Q. 正社員と同じ業務をしているパート・契約社員等がいる。
A. 同一企業内の正社員と非正規従業員の間で不合理な待遇差が禁止されています。
- ⑨ Q. 正社員には支給して、契約社員・パート等に支給していない手当がある。
A. 各手当について差異を設ける場合は、趣旨・基準等の理由を明らかにする必要があります。
- ⑩ Q. 各従業員の雇用契約を書面で渡していない。
A. 有期雇用契約の場合、契約更新する可能性の有無、更新する場合の条件等を明記する必要があります。

働き方改革に関してのご不明な点や対応等のご相談は、個別相談会または個別巡回訪問にて対応いたします。事務局までお問い合わせください。

事務局 TEL : 087-851-2421